

6 文ス第 198 号  
令和 6 年 12 月 16 日

東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会  
会 長 宮下 知茂 様

東御市長 花 岡 利 夫



東 御 市 教 育 委 員 会



指定物件 [REDACTED] の解体について（諮問）

東御市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 9 条 7 項に基づき、次の  
とおり諮問します。

#### 記

（諮問事項）

（1）指定物件 [REDACTED] の解体について

（諮問理由）

（1）指定物件である [REDACTED] については、令和 4 年度より倒壊の危険性があるとして文化庁へ解体の可否及び修理方法について協議していましたが、11 月 26 日夜の地震によって倒壊の危険性がさらに高まり、屋根は崩れ瓦は落ちかけており住人に危害がいつ及んでもおかしくない状況に至っています。

また、このままの状況が続くと両隣の指定物件にも危険が及ぶ恐れがあり、応急的な解体の可否について、市民が納得できる妥当性を確保するため、専門的見地から客観的に判断する必要があります。

つきましては、本案について貴委員会の意見を求めます。

令和6年12月16日

東御市長 花岡 利夫 様  
東御市教育委員会 様

東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会  
会 長 宮下 知茂

指定物件 [REDACTED] の解体について（答申）（案）

令和6年12月16日付6文ス198号により、当審議会に諮問のありました、指定物件 [REDACTED] の解体について、慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、以下のとおり附帯意見を附します。

#### 記

諮問された [REDACTED] の解体については、妥当である。

#### 附帯意見

復旧を前提とし、既存建物の図面化及び再利用可能な部材について保存を図ること。